

ユニバーサルサービス制度に基づく合算番号単価の
修正について

<目 次>

- 合算番号単価の修正について…………… 1

別添

- 合算番号単価の算定結果

合算番号単価の修正について

本年4月15日付けで、番号告示（平成18年総務省告示第429号）第5条に基づき、基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業者協会、以下「支援機関」という。）から総務大臣に対して、ユニバーサルサービス制度に用いる合算番号単価について、本年7月以降、2円から3円に修正する旨の通知があったので、以下のとおり報告する。

【報告内容】

- 支援機関は、電気通信事業者から使用する電気通信番号の数に応じてユニバーサルサービス制度の負担金を徴収する際に、「合算番号単価」^(※)を用いる。
(※) 使用する電気通信番号1番号あたりの負担金の額。
- 合算番号単価は、支援機関が、番号告示に基づき、1月からの適用分と7月からの適用分の年2回算定することとなっている。
 - ① 1月から適用する合算番号単価
適用年の負担金の総額^(※)を電気通信番号の見込数で除し、小数点以下を四捨五入して計算する。
(※) 負担金の総額＝NTT東西の補てん対象額＋支援業務費－前年度過不足額
 - ② 7月から適用する合算番号単価
適用年の4月の時点で、1月から適用する合算番号単価による徴収額が、負担金の総額に比べて過徴収又は徴収不足が見込まれる場合には、7月から適用する合算番号単価を修正^(※)する。
(※) 適用年の12月を基準として、9月以前に負担金の総額を満たす場合には「過徴収」、翌3月以降に負担金の総額を満たす場合には「徴収不足」となる。
合算番号単価の修正は、7月～12月に徴収する負担金の総額を同期間の電気通番号の見込数で除し、小数点以下を四捨五入して計算する。
- 本年の場合、1月から適用した合算番号単価は、2.432・・・円から四捨五入して2円としている。4月の時点で再算定した結果、合算番号単価が2円のままでは徴収不足になることが見込まれたため、7月から適用する合算番号単価は、2.890・・・円から四捨五入して3円としている^(※)。
(※) 詳細な算定方法については別添参照。

(参考) ユニバーサルサービス制度の周知活動

平成20年以降、毎年、各地方総合通信局及び支援機関が、「電話のユニバーサルサービスに関する親子見学・説明会」を開催。

本年は、7月26日（火）に埼玉県さいたま市において、NTT東日本、埼玉県警の協力を得て開催する予定。

(別添)

合算番号単価の算定結果

1 平成28年1月から適用する合算番号単価（平成27年9月に算定）

$$\begin{aligned} \text{平成28年1月} & \\ \text{から適用する} & \\ \text{合算番号単価} & = \frac{\text{平成28年中の負担金の総額}}{\text{平成28年中の各月の算定対象電気通信番号の予測値}^{\ast 1} \text{の合計}} \\ & = \frac{69.7 \text{ 億円}}{28.6 \text{ 億番号}} \\ & = 2.432\cdots \text{ 円} \Rightarrow \mathbf{2 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※1：予測値は、平成27年同月の対前月増減率により算定（7月以降は平成26年の数値で算定。）。

2 平成28年7月から適用する合算番号単価（平成28年4月に算定）

$$\begin{aligned} \text{平成28年7月} & \\ \text{から適用する} & \\ \text{合算番号単価} & = \frac{\text{平成28年中の負担金の総額} - \text{平成28年1月～6月の負担金の徴収予定額}^{\ast 2}}{\text{平成28年7月～12月の算定対象電気通信番号の予測値}^{\ast 3} \text{の合計}} \\ & = \frac{69.7 \text{ 億円} - 28.3 \text{ 億円}}{14.3 \text{ 億番号}} \\ & = 2.890\cdots \text{ 円} \Rightarrow \mathbf{3 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※2：各月の算定対象電気通信番号の予定数に合算番号単価を乗じた額（1月分は実績額）

※3：予測値は、平成27年同月の対前月増減率により算定。